

諮問 第 122 号

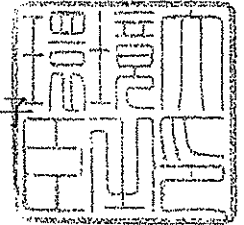
環管総発第040701001号

平成 16 年 7 月 1 日

中央環境審議会会長代理

山 本 良 一 殿

環 境 大 臣
小 池 百 合



ダイオキシン類の測定における簡易測定法導入のあり方について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「ダイオキシン類の測定における簡易測定法導入のあり方について貴審議会の意見を求める。」

（諮問理由）

現行のダイオキシン類の測定に係る各種公定法は、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計による超微量かつ高度な測定方法であるため、分析に多大な時間や費用がかかることなどから、簡易で迅速な測定方法の開発・適用が大きな課題となっている。

このため、環境省においては、生物検定法を中心にダイオキシン類簡易測定技術の公定法を補完する方法としての技術的可能性について、専門家により評価・検討をいただき、その結果が平成16年5月に取りまとめられたところである。

今回の諮問は、この検討結果を踏まえ、ダイオキシン類の測定における簡易測定法導入のあり方について、貴審議会の意見を求めるものである。